

神奈川県交通安全対策協議会規約

(名称)

第1条 この会は、神奈川県交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、神奈川県内における道路交通の現況にかんがみ、交通の安全と円滑の確保に関し、関係機関及び団体相互間の緊密な連絡を保ち、組織的な総合交通安全対策を樹立してこれを推進し、もって交通事故の防止を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 各種交通安全運動の推進に関すること。
- (2) 交通安全意識の高揚及び交通安全教育の推進に関すること。
- (3) 道路交通環境の整備改善に関すること。
- (4) 関係機関及び団体に対する交通安全施策の推進に関すること。
- (5) その他交通安全の推進に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、関係機関の職員及び団体の代表者のうちから知事が任命し、また委嘱した委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長、副会長を置く。

- 2 会長は、神奈川県知事をもってあてる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、神奈川県副知事、横浜市長、川崎市市長、相模原市長、神奈川県警察本部長及び公益財団法人神奈川県交通安全協会の会長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した順序によりその職務を代行する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから会長が委嘱する。
- 3 専門委員は、協議会の目的を達成するため必要な調査研究を行う。

(部会)

第7条 協議会に、次の部会を置き、各号に掲げる事項を分掌するほか、会長が特に必要と認めるときは特別部会を置くことができる。

(1) 交通安全部会

- ア 交通安全運動の推進及び交通安全教育の推進
- イ 交通事故情勢の分析、緊急対策の必要性の検討及び各部会間の連絡調整
- ウ その他、他の部会に属しない事項

(2) 交通施設部会

道路及び交通安全施設の整備改善に関する事項

(3) 踏切対策部会

踏切施設の整備改善、踏切事故防止の総合的施策等に関する事項

(4) 暴走族追放部会

暴走族追放運動、暴走族対策に係る道路等環境の整備促進、暴走族加入防止及び離脱促進、暴走族追放の総合的施策等に関する事項

(5) 高齢者対策部会

高齢者の交通事故防止運動の推進、交通安全教育・啓発等に関する事項

- 2 部会は、委員のうちから会長が指名した部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 交通安全部会長は、緊急対策の必要性の検討等を行うため安全対策会議（正副部会長）を開催することができる。
- 4 部会において審議した事項については、部会長から総会に報告するものとする。

（部会長及び副部会長）

第8条 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときまたは部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名した順序によりその職務を代行する。

（会議）

第9条 協議会は、総会及び部会とする。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 部会は、会長の指示により部会長が招集し、その議長となる。

（幹事）

第10条 協議会の運営を円滑にするため部会ごとに幹事を置く。

- 2 幹事は、関係機関及び団体の職員のうちから会長が任命し、または委嘱する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

（幹事会）

第11条 幹事をもって部会ごとに幹事会を組織する。

- 2 幹事会は、部会長の指示により開催する。
- 3 幹事会は、第15条に定める事務局長が主宰する。

（決定事項の処理）

第12条 協議会において決定した事項の実施にあたっては、委員及び幹事は、積極的に協力し、その推進を図るものとする。

（交通死亡事故多発警報）

第13条 交通安全部会長は、県内において交通死亡事故が一定期間に集中的に発生した場合など、県民に対する交通事故防止の注意喚起を講じる必要があると認めるときは、警報を発表するものとする。

- 2 交通死亡事故多発警報の発表に関し、必要な事項は会長が別に定める。

（交通事故抑止緊急対策等の推進体制）

第14条 会長は、全県的に交通死亡事故が多発するなど、協議会の構成機関・団体が総力を挙げて交通事故抑止対策を講ずる必要があると認めたときは、緊急対策推進会議を設置し、緊急に取り組むべき交通事故抑止対策を策定するとともに、交通事故非常事態宣言を発し、当該交通事故抑止対策の推進を図るものとする。

- 2 交通安全部会長は、特定の地域において交通死亡事故が多発するなど、当該地域において重点的に交通事故抑止対策を講ずる必要があると認めるときは、特別対策推進会議を設置し、地域指定による重点的な交通事故抑止対策の推進を図るものとする。
- 3 緊急対策推進会議及び特別対策推進会議の設置並びに各会議の組織及び運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

（事務局）

第15条 協議会の事務局を神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課に置く。

- 2 事務局長は、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課長をもってあてる。
- 3 事務局長は、委員または幹事に対し、交通安全対策の推進に必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（補則）

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和42年2月16日から施行する。 (以下略)

附 則

この規約は、昭和46年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和57年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年2月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年1月31日から施行する。